

事務連絡
令和2年6月15日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

産業廃棄物処理作業時等における熱中症対策について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定基本的対処方針）において、廃棄物の処理業者（収集・運搬、処分等）その他の廃棄物の処理に関わる事業者が「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられているとおり、廃棄物処理業者には、十分に新型コロナウイルス感染症への感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。

今年も6月に入り、少なくない自治体においてすでに真夏日を記録するなど、日に日に熱中症のリスクが高まっています。そのような中で廃棄物処理に係る作業を行うに当たり、労働者が新型コロナウイルス感染症対策のためマスク等の防護具や肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）を着用する場合には、例年以上に熱中症対策を徹底する必要があります。

については、新型コロナウイルスへの感染防止対策及び熱中症対策を講じつつ、安全に廃棄物処理を行うため、下記について、貴管下の産業廃棄物処理業者に周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

炎天下での屋外作業に限らず、屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まることから、炎天下での屋外作業に限ることなく、作業の内容に応じて、適宜、以下の熱中症対策を講じること（詳細については別添「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」（厚生労働省労働基準局作成）を参照いただきたい）。

- ・WBGT（暑さ指数）を活用すること
- ・休憩場所を整備すること*
- ・計画的に、労働者が熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けること
- ・労働者に、のどの渇きを感じなくても水分・塩分を摂取させること
- ・労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を着用させること

- ・ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮すること
- ・ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行うこと
- ・ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などすること

※…休憩中にマスクを外す場合には人と十分に距離をとること

以上

(参考) 関連サイト

環境省：

熱中症予防情報サイト：各種普及啓発資料や暑さ指数（WBGT）

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省・厚生労働省：

令和2年度の熱中症予防行動の留意点について（リーフレット）

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020_leaflet.pdf

令和2年度の熱中症予防行動の留意点について（詳細版資料）

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf